

# 南海トラフ地震警戒強化勧告

## 東播磨港

### 区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」

#### 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時発出

- ① 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに発出できるよう準備すること
  - ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
  - ・岸壁管理者の対応の確認
  - ・荷主企業等の対応の確認
  - ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
  - ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- ② 自主的な避難行動をとること
  - ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

注1：「南海トラフ地震警戒強化勧告」発出中に、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は、「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」に切り替える。

注2：「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」が継続中の場合に、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されても、「南海トラフ地震警戒強化勧告」は発出しない。

注3：「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」が解除された際に、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が継続中の場合は、「南海トラフ地震警戒強化勧告」に切り替える。

注4：気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」以外の南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合、加古川海上保安署長から当該情報に関する注意喚起の発表があるので留意すること。

### 区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」解除

#### 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から約一週間経過

注1：「南海トラフ地震警戒強化勧告」発出中に、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は、「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」に切り替える。

注2：「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」が解除された際に、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が継続中の場合は、「南海トラフ地震警戒強化勧告」に切り替える。